



熊本県公報

第12117号

平成24年6月1日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(")	2
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	2
○保安林の指定に関する予定	(")	3
○保安林の指定に関する予定	(")	3
○生活保護法の規定による指定介護期間の指定	(社会福祉課)	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの	(")	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの	(")	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの	(")	9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの	(")	10
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの	(")	11
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの	(")	11
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの	(")	12
○障害者福祉施設の整備に係る事前協議書の提出に関する要項の一部を改正する要項	(障がい者支援課)	13
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	13
○指定介護予防サービス事業者の指定	(")	13
○指定介護予防サービス事業者の指定	(")	14
○特定養殖共済(くるまえび養殖業)に係る加入区の設定	(団体支援課)	14
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	14
○指定介護予防サービス事業者の指定	(")	14
○指定居宅介護支援事業者の指定	(")	14
○鳥獣保護区の設定の一部改正	(自然保護課)	15
○道路の供用開始	(道路保全課)	15
○特定行為業務の登録	(障がい者支援課)	15
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(商工振興金融課)	15
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(")	16
○土地改良区の定款変更認可	(農村計画課)	16
○土地改良区の定款変更認可	(")	16
○保安林の皆伐限度面積の公表	(森林保全課)	17
○建築基準法第42条第2項に基づく道路の指定	(建築課)	17
○建築基準法第42条第2項に基づく道路の指定	(")	18
○建築基準法第42条第2項に基づく道路の指定	(")	18
○建築基準法第42条第2項に基づく道路の指定	(")	18
○建築基準法第42条第2項に基づく道路の指定	(")	18
○建築基準法第42条第2項に基づく道路の指定	(")	19
○建築基準法第42条第2項に基づく道路の指定	(")	19
○建築基準法第42条第2項に基づく道路の指定	(")	19
○建築基準法第42条第2項に基づく道路の指定	(")	20
○建築基準法第42条第2項に基づく道路の指定	(")	20

公 告

- 建築基準法第42条第2項に基づく道路の指定…………… (//) 20
- 建築基準法第42条第2項に基づく道路の指定…………… (//) 21
- 建築基準法第42条第2項に基づく道路の指定…………… (//) 21
- 建築基準法第42条第2項に基づく道路の指定…………… (//) 21
- 建築基準法第42条第2項に基づく道路の指定…………… (//) 22
- 建築基準法第42条第2項に基づく道路の指定…………… (//) 22
- 建築基準法第42条第2項に基づく道路の指定…………… (//) 22
- 建築基準法第42条第2項に基づく道路の指定…………… (//) 22
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画課) 22
- 財政事情の公表…………… (財政課) 23

登 載 依 頼

- 平成24年3月25日執行の熊本県知事選挙の公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨公表…………… (選挙管理委員会) 23
- 熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 25
- 熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程…………… (//) 26

告 示

熊本県告示第727号
 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
 平成24年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ケアステーションエクリュ 荒尾市四ツ山町二丁目4番地14	株式会社エクリュ	平成24年6月1日

熊本県告示第728号
 介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
 平成24年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ケアステーションエクリュ 荒尾市四ツ山町二丁目4番地14	株式会社エクリュ	平成24年6月1日

熊本県告示第729号
 森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
 平成24年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市泉町柿迫字永迫283番から285番まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字永迫284番・285番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第730号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成24年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町坂梨字櫻ケ水3713番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第731号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成24年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市一の宮町宮地字東小中尾5373番3・字東小堀6029番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第732号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。
平成24年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（福祉用具貸与）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
エニertime 八代市萩原町一丁目3番地30	エニertime介護株式会社 八代市萩原町一丁目3番地30	平成24年5月2日

（小規模多機能型居宅介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
小規模多機能ハウス 青海苑 宇城市三角町郡浦739番地1	社会福祉法人熊本厚生会 宇城市三角町郡浦739番地8	平成24年5月9日
小規模多機能ハウス きらら 宇城市松橋町きらら一丁目9番	社会福祉法人熊本厚生会 宇城市三角町郡浦739番地8	平成24年5月9日

地 8		
(介護予防福祉用具貸与)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
エニータイム 八代市萩原町一丁目3番地30	エニータイム介護株式会社 八代市萩原町一丁目3番地30	平成24年5月2日
(介護予防小規模多機能型居宅介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
小規模多機能ハウス 青海苑 宇城市三角町郡浦739番地1	社会福祉法人熊本厚生会 宇城市三角町郡浦739番地8	平成24年5月9日
小規模多機能ハウス きらら 宇城市松橋町きらら一丁目9番地8	社会福祉法人熊本厚生会 宇城市三角町郡浦739番地8	平成24年5月9日
(特定福祉用具販売)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
エニータイム 八代市萩原町一丁目3番地30	エニータイム介護株式会社 八代市萩原町一丁目3番地30	平成24年5月2日
(特定介護予防福祉用具販売)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
エニータイム 八代市萩原町一丁目3番地30	エニータイム介護株式会社 八代市萩原町一丁目3番地30	平成24年5月2日
<p>熊本県告示第733号 生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。 平成24年6月1日</p>		
熊本県知事 蒲 島 郁 夫		
(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)		
事業所の名称及び所在地	指定年月日	
特別養護老人ホーム悠優かしま 上益城郡嘉島町大字上仲間151番地1	平成24年4月17日	

熊本県告示第734号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
天草市社協ヘルパーセンター五和 天草市五和町御領2943番地	社会福祉法人天草市社会福祉協議会 天草市五和町御領2943番地	平成24年4月26日

（訪問看護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護ステーション 3rd Hand 人吉市老神町31番地	株式会社絆人 人吉市九日町12番地	平成24年5月6日

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
めぐみ 八代市鏡町貝洲274番地	医療法人社団司会 八代市鏡町両出1503番地1	平成24年4月19日
元気が出るデイサービス 温泉プラザ 山鹿市山鹿1番地 温泉プラザ山鹿3F	特定非営利活動法人やまが元気倶楽部 山鹿市山鹿1番地 温泉プラザ山鹿3F	平成24年5月1日
畢数苑 宇城市松橋町曲野13番地12	一般社団法人熊本総合福祉 宇城市松橋町曲野13番地12	平成24年5月15日
菊陽の里デイサービスセンター 菊池郡菊陽町大字津久礼1994番地5	株式会社祐心 菊池郡菊陽町大字津久礼1994番地5	平成24年5月9日
デイサービスセンター悠優かしま 上益城郡嘉島町大字上仲間15	社会福祉法人千寿会 下益城郡美里町二和田1233番地	平成24年4月17日

1 番地 1		
(短期入所生活介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
悠優かしま短期入所生活介護事業所 上益城郡嘉島町大字上仲間 1 5 1 番地 1	社会福祉法人千寿会 下益城郡美里町二和田 1 2 3 3 番地	平成 2 4 年 4 月 1 7 日
(特定施設入居者生活介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
養護老人ホーム明照園特定施設 天草市久玉町 1 2 7 3 番地 1	社会福祉法人明照園 天草市久玉町 1 2 7 3 番地 1	平成 2 4 年 4 月 1 9 日
(認知症対応型通所介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービス さくら・倉岳 天草市倉岳町棚底 7 8 1 番地	有限会社倉本建設 天草市御所浦町御所浦 2 9 3 6 番地 9	平成 2 4 年 5 月 1 0 日
(小規模多機能型居宅介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
石露の郷 上天草市姫戸町姫浦 4 7 4 9 番 地 2 1	有限会社真和会 上天草市姫戸町姫浦 2 5 2 8 番 地 6	平成 2 4 年 4 月 2 4 日
(認知症対応型共同生活介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
諏訪の森 上天草市姫戸町二間戸 2 7 6 番 地 5	有限会社真和会 上天草市姫戸町姫浦 2 5 2 8 番 地 6	平成 2 4 年 4 月 2 4 日
(介護予防訪問介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
天草市社協ヘルパーセンター五 和	社会福祉法人天草市社会福祉協 議会	平成 2 4 年 4 月 2 6 日

天草市五和町御領2943番地	天草市五和町御領2943番地	
(介護予防訪問看護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問看護ステーション 3rd Hand 人吉市老神町31番地	株式会社絆人 人吉市九日町12番地	平成24年5月6日
(介護予防通所介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
めぐみ 八代市鏡町貝洲274番地	医療法人社団司会 八代市鏡町両出1503番地1	平成24年4月19日
元気が出るデイサービス 温泉 プラザ 山鹿市山鹿1番地 温泉プラザ 山鹿3F	特定非営利活動法人やまが元気 倶楽部 山鹿市山鹿1番地 温泉プラザ 山鹿3F	平成24年5月1日
畢数苑 宇城市松橋町曲野13番地12	一般社団法人熊本総合福祉 宇城市松橋町曲野13番地12	平成24年5月15日
菊陽の里デイサービスセンター 菊池郡菊陽町大字津久礼199 4番地5	株式会社祐心 菊池郡菊陽町大字津久礼199 4番地5	平成24年5月9日
デイサービスセンター悠優かしま 上益城郡嘉島町大字上仲間15 1番地1	社会福祉法人千寿会 下益城郡美里町二和田1233 番地	平成24年4月17日
(介護予防短期入所生活介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
悠優かしま短期入所生活介護事業所 上益城郡嘉島町大字上仲間15 1番地1	社会福祉法人千寿会 下益城郡美里町二和田1233 番地	平成24年4月17日

(介護予防特定施設入居者生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
養護老人ホーム明照園特定施設 天草市久玉町1273番地1	社会福祉法人明照園 天草市久玉町1273番地1	平成24年4月19日

(介護予防認知症対応型通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービス さくら・倉岳 天草市倉岳町棚底781番地	有限会社倉本建設 天草市御所浦町御所浦2936番地9	平成24年5月10日

(介護予防小規模多機能型居宅介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
石露の郷 上天草市姫戸町姫浦4749番地21	有限会社真和会 上天草市姫戸町姫浦2528番地6	平成24年4月24日

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
諏訪の森 上天草市姫戸町二間戸276番地5	有限会社真和会 上天草市姫戸町姫浦2528番地6	平成24年4月24日

(居宅介護支援事業者)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ふるさと陽向 八代市古城町2914番地1	アニス株式会社 八代市古城町2914番地1	平成24年5月1日
悠優かしま居宅介護支援事業所 上益城郡嘉島町大字上仲間151番地1	社会福祉法人千寿会 下益城郡美里町二和田1233番地	平成24年4月17日

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
いつでもくるばい	特定非営利活動法人コレクティ	平成24年5月7日

山鹿市熊入町1093番地	ブ 熊本市東区戸島西一丁目23番 59号	日
--------------	----------------------------	---

熊本県告示第735号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年6月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

(訪問介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
社会福祉法人グリーン コープふくしサービス センター結ふたば	菊池郡菊陽町大字津 久礼2972番地3	介護機関名称		平成24年 4月1日
		社会福祉法 人グリーン コープふく しサービス センターふ たば	社会福祉法 人グリーン コープふく しサービス センター結 ふたば	

(訪問看護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
訪問看護ステーション きくよう	菊池郡菊陽町大字原 水5587番地	事業者名称		平成24年 4月1日
		医療法人芳 和会	社会医療法 人芳和会	

(介護予防訪問介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
社会福祉法人グリーン コープふくしサービス	菊池郡菊陽町大字津 久礼2972番地3	介護機関名称		平成24年 4月1日

センター結ふたば	3	社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンター結ふたば	社会福祉法人グリーンコープふくしサービスセンター結ふたば
----------	---	------------------------------	------------------------------

(介護予防訪問看護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
訪問看護ステーション きくよう	菊池郡菊陽町大字原水5587番地	事業者名称		平成24年 4月1日
		医療法人芳和会	社会医療法人芳和会	

熊本県告示第736号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
菊陽病院 菊池郡菊陽町大字原水5587番地	社会医療法人芳和会 熊本市中央区神水一丁目14番地41号	平成24年3月31日

(訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
菊陽病院 菊池郡菊陽町大字原水5587番地	社会医療法人芳和会 熊本市中央区神水一丁目14番地41号	平成24年3月31日

(訪問リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
菊陽病院	社会医療法人芳和会	平成24年3月31日

菊池郡菊陽町大字原水5587番地	熊本市中央区神水一丁目14番41号	1日
------------------	-------------------	----

(居宅療養管理指導)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
菊陽病院 菊池郡菊陽町大字原水5587番地	社会医療法人芳和会 熊本市中央区神水一丁目14番41号	平成24年3月31日

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
デイサービスセンター「グリーンコープゆるりの家・山鹿」 山鹿市久原3825番地2	グリーンコープ生活協同組合くまもと 熊本市西区新土河原二丁目1番1号	平成24年3月31日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	廃止年月日
デイサービスセンター「グリーンコープゆるりの家・山鹿」 山鹿市久原3825番地2	グリーンコープ生活協同組合くまもと 熊本市西区新土河原二丁目1番1号	平成24年3月31日

熊本県告示第737号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年6月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

(施術者〔柔道整復師〕)

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
H・B・C整骨院 光の森	戸高 繁成	菊池郡菊陽町光の森七丁目3番1 ちゆめタウン光の森店内	平成24年5月1日

熊本県告示第738号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55

条において準用する同法第50条の2の規定により次の施術者から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(施術者〔柔道整復師〕)

施術者の氏名	施術所の名称	変更事項		変更年月日
		旧	新	
勝山 大輔	H・B・C整骨院 光の森	施術者の所在地		平成23年12月31日
		北九州市門司区 大里戸の上4-1-23-201	北九州市小倉 北区大田町1 4-17レオ ネクスト美園 202	
		施術所の名称		平成19年6月25日
		整骨院H・B・C 光の森	H・B・C整 骨院 光の森	
		施術所の所在地		平成19年8月11日
菊池郡菊陽町津 久礼3310 ゆめタウン光の 森2F	菊池郡菊陽町 光の森七丁目 33番1 ゆ めタウン光の 森店内			

熊本県告示第739号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により次の施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成24年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(施術者〔柔道整復師〕)

施術所名称	施術者	施術所所在地	廃止年月日
整骨院H・B・C	江口 博之	菊池郡菊陽町光の森七丁目3	平成22年6月

光の森		3番1 ゆめタウン光の森店内	1日
整骨院H・B・C 光の森	池浦 正典	菊池郡菊陽町光の森七丁目3番1 ゆめタウン光の森店内	平成22年6月1日
整骨院H・B・C 光の森	嶋村 広継	菊池郡菊陽町光の森七丁目3番1 ゆめタウン光の森店内	平成22年6月1日

熊本県告示第740号

障害者福祉施設の整備に係る事前協議書の提出に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

平成24年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

障害者福祉施設の整備に係る事前協議書の提出に関する要項の一部を改正する要項（平成16年熊本県告示第663号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び障害者支援施設並びに県の区域（熊本市の区域を含む。）内における」を「、障害者支援施設及び」に、「創設、増築、改築、拡張」を「創設、改築」に改める。別表を次のように改める。

分 野	種 別
障害者自立支援法関連事業所等	療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を含む。）、就労移行支援、就労継続支援、共同生活介護、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、一般相談支援及び特定相談支援を実施する事業所並びに障害者支援施設
障害児の児童福祉施設等	福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター並びに児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援及び障害児相談支援事業を実施する事業所

附 則

この要項は、平成24年6月1日から施行する。

熊本県告示第741号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問ヘルパーステーション毛利 天草市本町下河内840番地2	株式会社大喜	平成24年5月24日

熊本県告示第742号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成24年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防訪問介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
訪問ヘルパーステーション毛利 天草市本町下河内 8 4 0 番地 2	株式会社大喜	平成 2 4 年 5 月 2 4 日

熊本県告示第 7 4 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 4 年 6 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスあおぞら 八代市田中西町壱〇号 1 番地	合資会社なかにしデイサービスセンター	平成 2 4 年 5 月 2 3 日

熊本県告示第 7 4 4 号

漁業災害補償法（昭和 3 9 年法律第 1 5 8 号）第 1 2 5 条の 3 第 1 項第 2 号の規定による加入区を次のように定める。
平成 2 4 年 6 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

法第 1 2 5 条の 2 に掲げる養殖業

加入区の名称	加入区の区域	適 要
大矢野松島三角加入区	上天草市大矢野町（維和の地区を除く）、同松島町及び宇城市三角町の地区	くるまえび養殖業
維和加入区	上天草市大矢野町維和の地区	くるまえび養殖業
新和栖本加入区	天草市新和町及び同栖本町の地区	くるまえび養殖業
五和加入区	天草市五和町の地区	くるまえび養殖業

熊本県告示第 7 4 5 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 4 年 6 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター毛利 天草市本町下河内 8 4 3 番地 5	株式会社大喜	平成 2 4 年 5 月 2 4 日

熊本県告示第 7 4 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 4 年 6 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター毛利 天草市本町下河内 8 4 3 番地 5	株式会社大喜	平成 2 4 年 5 月 2 4 日

熊本県告示第 7 4 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。
平成 2 4 年 6 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
居宅介護支援事業所 いこいの里 上益城郡益城町福原1966番地 1	社会福祉法人錦光会	平成24年6月1日

熊本県告示第748号

昭和62年10月27日熊本県告示第719号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改め、平成24年6月1日から適用する。

平成24年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

「荒尾市、玉名市、玉名郡長洲町（県が別に定める所定の図面（熊本県鳥獣保護区等位置図）」を「玉名市、玉名郡長洲町（県が別に定める所定の図面（有明鳥獣保護区位置図）」に、「6,517ヘクタール」を「4,694ヘクタール」に改める。

熊本県告示第749号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年6月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	黒木鹿北線	山鹿市鹿北町岩野字柚の木谷 2289番5地先から 同所 2289番4地先まで	25.0	単防災 (法面保護)

2 供用を開始する期日 平成24年6月1日

熊本県告示第750号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により特定行為業務の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により公示する。

平成24年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称	事業所の所在地	登録番号	登録年月日
障がい者支援施設 やき	人吉市合ノ原町461番地2	432200017	平成24年 4月1日

公 告

熊本県公告第317号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成24年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マンガ倉庫八代店
八代市沖町六番割3987番3ほか
- 2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
イオン八代ショッピングセンター 別棟	マンガ倉庫八代店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤 正章	イオン九州株式会社 代表取締役 山口 聡一

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号	(退店)
(出店)	株式会社チェンジ 代表取締役 長瀬 功 佐賀県鳥栖市轟木町1179番地1

- 3 届出年月日
平成24年5月14日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び八代地域振興局総務部総務振興課
平成24年6月1日から平成24年10月1日まで

熊本県公告第318号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。
平成24年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マンガ倉庫八代店
八代市沖町六番割3987番3ほか
- 2 変更する事項の概要
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後12時
(変更後) 24時間営業
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時30分から午前0時30分まで
(変更後) 24時間
- 3 届出年月日
平成24年5月14日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県八代地域振興局総務部総務振興課
平成24年6月1日から平成24年10月1日まで

熊本県公告第319号

玉名郡南関町に事務所を置く南関町土地改良区理事長上田数吉から平成24年5月1日付けで申請のあった定款の変更については、平成24年5月24日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成24年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第320号

山鹿市に事務所を置く菊鹿町土地改良区理事長松本英亮から平成24年5月1日付けで申請のあった定款の変更については、平成24年5月24日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成24年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第321号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成24年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき第2回分としての森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。
平成24年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（森林法第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度）

森林計画区	同一の単位とされる保安林	皆伐面積の許容限度 (ヘクタール)
白川・菊池川地域森林計画区及び緑川地域森林計画区	菊池川水源かん養保安林	657.69
	菊池川土砂流出防備保安林	110.15
	菊池川干害防備保安林	0.56
	菊池川保健保安林	30.22
	阿蘇地区水源かん養保安林	642.32
	阿蘇地区土砂流出防備保安林	35.96
	阿蘇地区保健保安林	20.90
	小国地区水源かん養保安林	58.90
	小国地区土砂流出防備保安林	24.19
	大野川水源かん養保安林	55.79
	大野川土砂流出防備保安林	11.93
	緑川水源かん養保安林	761.79
	緑川土砂流出防備保安林	98.51
	緑川干害防備保安林	1.88
	五ヶ瀬川水源かん養保安林	36.45
	五ヶ瀬川土砂流出防備保安林	7.60
球磨川地域森林計画区	宇城地区水源かん養保安林	206.23
	宇城地区土砂流出防備保安林	13.77
	氷川・五家荘地区水源かん養保安林	1,082.31
	氷川・五家荘地区土砂流出防備保安林	26.64
	氷川・五家荘地区保健保安林	3.44
	城南地区水源かん養保安林	410.90
	城南地区土砂流出防備保安林	95.87
	球磨地区水源かん養保安林	4,075.13
	球磨地区土砂流出防備保安林	517.25
	球磨地区落石防止保安林	0.28
天草地域森林計画区	球磨地区防風保安林	0.80
	球磨地区保健保安林	59.30
	天草地区水源かん養保安林	370.85
	天草地区土砂流出防備保安林	141.62
	天草地区保健保安林	62.10

熊本県公告第322号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を次のとおり指定する。

なお、その関係図書は、熊本県土木部建築住宅局建築課及び菊池地域振興局土木部において一般の縦覧に供する。

平成24年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定番号 菊池第1号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成24年5月24日
- 4 指定道路の位置 菊池市木柑子1725番6内、同1725番8、同1727番1、

- 同1727番2内、同1727番3内、同1727番4内、同1733番先及び同1734番1内
- 5 道路の幅員 4.00メートル
 - 6 道路の延長 48.31メートル

熊本県公告第323号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を次のとおり指定する。
 なお、その関係図書は、熊本県土木部建築住宅局建築課及び菊池地域振興局土木部において一般の縦覧に供する。
 平成24年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定番号 菊池第2号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成24年5月24日
- 4 指定道路の位置 菊池市木柑子1726番1内、同1771番1内、同1771番2内、同1771番4内、同1771番6内、同1772番1内及び同1772番3
- 5 道路の幅員 4.00メートル
- 6 道路の延長 48.11メートル

熊本県公告第324号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を次のとおり指定する。
 なお、その関係図書は、熊本県土木部建築住宅局建築課及び菊池地域振興局土木部において一般の縦覧に供する。
 平成24年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定番号 菊池第3号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成24年5月24日
- 4 指定道路の位置 菊池市木柑子658番13内、同668番2内、同1756番内、同1763番内及び同1765番内
- 5 道路の幅員 4.00メートル
- 6 道路の延長 91.79メートル

熊本県公告第325号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を次のとおり指定する。
 なお、その関係図書は、熊本県土木部建築住宅局建築課及び菊池地域振興局土木部において一般の縦覧に供する。
 平成24年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定番号 菊池第4号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成24年5月24日
- 4 指定道路の位置 菊池市広瀬657番8内、同657番12内、同657番13、同657番14、同657番17内、同657番18、同657番19内、同658番1内、同658番2内、同658番5、同658番6、同658番10、同658番11先、同659番2先、同659番3、同659番4内及び同659番5内
- 5 道路の幅員 4.00メートル
- 6 道路の延長 97.15メートル

熊本県公告第326号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を次のとおり指定する。
 なお、その関係図書は、熊本県土木部建築住宅局建築課及び菊池地域振興局土木部において一般の縦覧に供する。
 平成24年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定番号 菊池第5号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路

- 3 指定の年月日 平成24年5月24日
- 4 指定道路の位置 菊池市広瀬625番23内、同625番24内、同625番25先、同625番26先、同625番27先、同625番44内、同625番45内、同625番47内、同625番112内、同625番115内、同625番130内、同625番139内、菊池市出田2010番1内、同2010番2内、同2010番3内、同2010番4内、同2010番5内、同2010番6内、同2100番37先、同2100番38先、同2100番39先、同2100番40先、同2100番41先、同2100番42先、同2100番44先、同2100番45先、同2121番89先、同2121番94先、同2121番97先、同2121番103先、同2121番104先、同2121番108先、同2121番109先、同2121番113先、同2121番114先、同2121番149先及び菊池市泗水町吉富250番1内
- 5 道路の幅員 4.00メートル
- 6 道路の延長 474.15メートル

熊本県公告第327号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を次のとおり指定する。

なお、その関係図書は、熊本県土木部建築住宅局建築課及び菊池地域振興局土木部において一般の縦覧に供する。

平成24年6月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 指定番号 菊池第6号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成24年5月24日
- 4 指定道路の位置 菊池市広瀬663番4内、同663番7内、同663番8内、同663番9先、同663番10先、同663番12、同663番13内及び同666番1内
- 5 道路の幅員 4.00メートル
- 6 道路の延長 61.81メートル

熊本県公告第328号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を次のとおり指定する。

なお、その関係図書は、熊本県土木部建築住宅局建築課及び菊池地域振興局土木部において一般の縦覧に供する。

平成24年6月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 指定番号 菊池第7号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成24年5月24日
- 4 指定道路の位置 菊池市広瀬625番12内、同625番23内、同625番43内、同625番52先、同625番57先、同625番60先、同625番93先、同625番108先、同625番112内、同625番128先、同625番134先、同625番140内、同625番187内、同625番188内、同625番192先、同625番195先、菊池市出田2010番6内、同2010番14内、同2010番21内、同2010番27内、同2010番36内、同2010番40内、同2010番42先、同2100番27内、同2100番36内、同2100番45内、同2100番46内及び同2100番62内
- 5 道路の幅員 4.00メートル
- 6 道路の延長 438.90メートル

熊本県公告第329号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を次のとおり指定する。

なお、その関係図書は、熊本県土木部建築住宅局建築課及び菊池地域振興局土木部において一般の縦覧に供する。

平成24年6月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 指定番号 菊池第8号

- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成24年5月24日
- 4 指定道路の位置 菊池市出田250番1内、同2010番1内、同2010番7内、同2010番15内、同2010番22内、2010番28内、同2010番37内、同2010番48内、同2100番10内、同2100番19内、同2100番28内、同2100番37内、同2100番47内、同2100番57内、同2100番60内、同2121番114内、同2121番115内、同2121番120内、同2121番125内、同2121番131内、同2121番143内及び同2121番144内
- 5 道路の幅員 4.00メートル
- 6 道路の延長 478.40メートル

熊本県公告第330号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を次のとおり指定する。
 なお、その関係図書は、熊本県土木部建築住宅局建築課及び菊池地域振興局土木部において一般の縦覧に供する。
 平成24年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定番号 菊池第9号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成24年5月24日
- 4 指定道路の位置 菊池市出田2121番6内、同2121番12内、同2121番17内、同2121番23内、同2121番24内、同2121番28内、同2121番31内、同2121番40内、同2121番45内、同2121番155内、同2121番168内、同2121番169内、同2121番170内、同2121番176内、同2121番177内、同2121番183内、同2121番185内、同2121番189内、同2200番36内、同2200番38内、同2200番40内、同2200番42内、同2200番49内及び同2200番64内
- 5 道路の幅員 4.00メートル
- 6 道路の延長 356.14メートル

熊本県公告第331号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を次のとおり指定する。
 なお、その関係図書は、熊本県土木部建築住宅局建築課及び菊池地域振興局土木部において一般の縦覧に供する。
 平成24年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定番号 菊池第10号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成24年5月24日
- 4 指定道路の位置 菊池市出田100番12内、同100番16内、同1500番128先、同1500番139先、同1500番145先、同1500番156内、同2121番1内、同2121番7内、同2121番13内、同2121番18内、同2121番25内、同2121番82内、同2121番153内、同2121番173内、同2200番63先、同2200番68内及び同2200番97先
- 5 道路の幅員 4.00メートル
- 6 道路の延長 423.10メートル

熊本県公告第332号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を次のとおり指定する。
 なお、その関係図書は、熊本県土木部建築住宅局建築課及び菊池地域振興局土木部において一般の縦覧に供する。
 平成24年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定番号 菊池第11号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成24年5月24日

- 4 指定道路の位置 菊池市出田250番31内、同2121番172先、同2121番173先、同2121番186先及び同2121番187先
- 5 道路の幅員 4.00メートル
- 6 道路の延長 84.30メートル

熊本県公告第333号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を次のとおり指定する。

なお、その関係図書は、熊本県土木部建築住宅局建築課及び菊池地域振興局土木部において一般の縦覧に供する。

平成24年6月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 指定番号 菊池第12号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成24年5月24日
- 4 指定道路の位置 菊池市森北848番内、同850番1内、同850番2内、同853番5内、同1079番2内、同1080番2内、同1081番内、同1082番1内、同1082番2内及び同1086番内
- 5 道路の幅員 4.00メートル
- 6 道路の延長 130.00メートル

熊本県公告第334号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を次のとおり指定する。

なお、その関係図書は、熊本県土木部建築住宅局建築課及び菊池地域振興局土木部において一般の縦覧に供する。

平成24年6月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 指定番号 菊池第13号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成24年5月24日
- 4 指定道路の位置 菊池市森北758番内、同759番内、同889番1内及び同889番2内
- 5 道路の幅員 4.00メートル
- 6 道路の延長 20.42メートル

熊本県公告第335号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を次のとおり指定する。

なお、その関係図書は、熊本県土木部建築住宅局建築課及び菊池地域振興局土木部において一般の縦覧に供する。

平成24年6月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 指定番号 菊池第14号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成24年5月24日
- 4 指定道路の位置 菊池市森北908番1内、同910番1内、同924番1内、同924番2内、同925番内、同926番内、同927番内、同928番内、同929番内、同930番1内、同931番内、同932番、同933番内、同938番1内、同938番2内及び同945番内
- 5 道路の幅員 4.00メートル
- 6 道路の延長 152.10メートル

熊本県公告第336号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を次のとおり指定する。

なお、その関係図書は、熊本県土木部建築住宅局建築課及び菊池地域振興局土木部において一般の縦覧に供する。

平成24年6月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 指定番号 菊池第15号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路

- 3 指定の年月日 平成24年5月24日
- 4 指定道路の位置 菊池市森北933番内、同935番内、同944番内及び同945番内
- 5 道路の幅員 4.00メートル
- 6 道路の延長 31.98メートル

熊本県公告第337号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を次のとおり指定する。

なお、その関係図書は、熊本県土木部建築住宅局建築課及び菊池地域振興局土木部において一般の縦覧に供する。

平成24年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定番号 菊池第16号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成24年5月24日
- 4 指定道路の位置 菊池市森北933番内、同936番内、同937番内及び同938番1内
- 5 道路の幅員 4.00メートル
- 6 道路の延長 47.40メートル

熊本県公告第338号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を次のとおり指定する。

なお、その関係図書は、熊本県土木部建築住宅局建築課及び菊池地域振興局土木部において一般の縦覧に供する。

平成24年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定番号 菊池第17号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成24年5月24日
- 4 指定道路の位置 菊池市旭志伊坂883番、同884番2内、同886番内、同888番2内、同889番内、同890番1内、同890番4内、菊池市泗水町住吉570番内、同570番2内、同571番1内、同571番2内、同572番1内、同572番2内、同573番1内、同573番2及び同584番2内
- 5 道路の幅員 4.00メートル
- 6 道路の延長 159.20メートル

熊本県公告第339号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を次のとおり指定する。

なお、その関係図書は、熊本県土木部建築住宅局建築課及び菊池地域振興局土木部において一般の縦覧に供する。

平成24年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定番号 菊池第18号
- 2 指定道路の種類 建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成24年5月24日
- 4 指定道路の位置 菊池市旭志伊坂811番内、同813番1内、同813番2内、同899番内、同901番内及び同935番内
- 5 道路の幅員 4.00メートル
- 6 道路の延長 112.70メートル

熊本県公告第340号

阿蘇郡西原村に事務所を置く小森土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成24年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	永田 悦郎	阿蘇郡西原村小森1085番地
理事	坂本 英和	阿蘇郡西原村小森1995番地
理事	高橋 悟	阿蘇郡西原村小森1250番地
理事	荒木 康雄	阿蘇郡西原村布田1035番地1
理事	大塚 逸雄	阿蘇郡西原村小森1076番地
理事	山西 政信	阿蘇郡西原村小森758番地
理事	古庄 澄雄	阿蘇郡西原村小森800番地
理事	田上 市男	阿蘇郡西原村小森91番地
理事	坂田 忠政	阿蘇郡西原村小森478番地
理事	須藤 啓治	阿蘇郡西原村小森417番地
理事	高木 一富	阿蘇郡西原村小森498番地
理事	久保田 浩二	阿蘇郡西原村小森3416番地
理事	東田 啓三	阿蘇郡西原村布田1907番地
監事	西本 巧一	阿蘇郡西原村小森1143番地
監事	山本 俊雄	阿蘇郡西原村小森837番地
監事	坂田 聡暎	阿蘇郡西原村小森82番地
就任		
理事	河上 勝彦	阿蘇郡西原村小森17番地
理事	坂本 隆博	阿蘇郡西原村小森2450番地
理事	高橋 啓	阿蘇郡西原村小森1201番地
理事	荒木 一精	阿蘇郡西原村小森1231番地
理事	東 一郎	阿蘇郡西原村小森1087番地
理事	大塚 義守	阿蘇郡西原村小森2716番地3
理事	小城 順一	阿蘇郡西原村小森786番地
理事	大谷 義博	阿蘇郡西原村小森753番地3
理事	藤本 勝矢	阿蘇郡西原村小森616番地1
理事	須藤 啓治	阿蘇郡西原村小森417番地
理事	高木 一富	阿蘇郡西原村小森498番地
理事	久保田 浩二	阿蘇郡西原村小森3416番地
理事	内田 稔	阿蘇郡西原村布田1854番地
監事	荒木 康雄	阿蘇郡西原村布田1035番地1
監事	山西 政信	阿蘇郡西原村小森785番地
監事	片山 勝潔	阿蘇郡西原村小森49番地

熊本県公告第341号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び熊本県「財政事情」の作成及び公表に関する条例（昭和23年熊本県条例第13号）の規定により、熊本県「財政事情」を別冊のとおり公表する。

平成24年6月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第43号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条の規定に基づき、平成24年3月25日執行の熊本県知事選挙の各候補者から提出された収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成24年6月1日

熊本県選挙管理委員会
委員長 柴 田 憲 保

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成24年3月25日執行 熊本県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

34,615,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	久保山啓介	所属党派	無所属	期 間	1月17日から	第1回分
出納責任者氏名	久保田俊平				4月2日まで	
収入	円			支出	円	
主たる寄附 （氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）		人件費	850,000	
あかるい熊本をつくる県民の会	政治団体	5,105,139		家屋費	557,070	
元島弘明	会社員	170,000		選挙事務所費	557,070	
重松淳平	会社員	170,000		集合会場費	0	
正岡やよい	会社員	170,000		通信費	44,173	
立野義和	無職	170,000		交通費	0	
畠田ミツ子	無職	170,000		印刷費	1,089,270	
				広告費	220,000	
				文具費	3,362	
				食糧費	73,915	
その他の寄附	0件	0		休泊費	65,750	
その他の収入		0		雑費	51,599	
今回計		5,955,139		今回計	2,955,139	
前回計		0		前回計	0	
総計		5,955,139		総計	2,955,139	
報告書受理年月日	平成24年4月6日			第1回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成24年3月25日執行 熊本県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

34,615,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	蒲島郁夫	所属党派	無所属	期 間	2月10日から	第1回分
出納責任者氏名	鶴田雄二				4月5日まで	
収入	円			支出	円	
主たる寄附 （氏名・団体名）	（職業）	（寄附額）		人件費	3,148,000	
熊本に夢の会	政治団体	8,500,000		家屋費	969,699	
西川富子	無職	60,000		選挙事務所費	527,069	
緒方洋子	無職	60,000		集合会場費	442,630	
成松勇樹	会社員	102,000		通信費	0	
中尾政憲	無職	102,000		交通費	14,880	
中尾陽子	無職	102,000		印刷費	1,370,540	
福島良能	無職	102,000		広告費	1,893,160	
出田正明	無職	102,000		文具費	114,292	
星子昭宇	無職	170,000		食糧費	224,190	
その他の寄附	19件	294,300		休泊費	280,090	
その他の収入		2,500,000		雑費	134,868	
今回計		12,094,300		今回計	8,149,719	
前回計		0		前回計	0	
総計		12,094,300		総計	8,149,719	
支出のうち公費負担相当額	ビラの作成				544,000円	
	ポスターの作成				697,600円	
	計				1,241,600円	
報告書受理年月日	平成24年4月6日			第1回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成24年3月25日執行 熊本県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）

34,615,000円

3 報告書の要旨

候補者氏名	蒲島郁夫	所属党派	無所属	期 間	4月6日から	第2回分
出納責任者氏名	鶴田雄二				4月23日まで	
収入				円	支出	円
主たる寄附 (氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)		人件費	0
					家屋費	0
					選挙事務所費	0
					集合会場費	0
					通信費	24,876
					交通費	0
					印刷費	0
					広告費	0
					文具費	0
					食糧費	0
					休泊費	0
					雑費	7,091
その他の寄附	0件		0			
その他の収入			0			
今回計			0	今回計		31,967
前回計			12,094,300	前回計		8,149,719
総計			12,094,300	総計		8,181,686
報告書受理年月日	平成24年4月23日			第2回報告分		

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年6月1日

熊本県人事委員会委員長 北川 正

熊本県人事委員会規則第13号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。
別表市町村の表水俣市の部教育委員会の項中「課長 学校給食センター所長」を「課長」に改め、同表天草市の部市長部局の項中「総務課課長補佐」を「総務課課長補佐 財政課課長補佐」に改め、同表上天草市の部市長部局の項中「会計管理者」を「会計管理者 市長公室長」に、「総括支所」を「統括支所」に、「支所長 支所次長」を「支所長」に改め、同表宇城市の部市長部局の項中「次長 首席政策審議員」を「次長」に、「支所長 首席政策審議員」を「支所長」に、「所長 首席政策審議員」を「所長」に改め、同表同部教育委員会の項中「給食センター」を「中央図書館」に、「所長」を「館長」に改め、同表菊陽町の部町長部局の項中「限る。）」を「限る。） 財政課課長補佐」に改め、同表同部教育委員会の項中「次長」を「次長 教育審議員」に改め、同表産山村の部教育委員会の項中「局長」を「局長 次長」に改め、同表高森町の部町長部局の項中「園長代理」を「園長 園長代理」に改め、同表同部教育委員会の項中「局長」を「局長 次長」に改め、同表甲佐町の部町長部局の項を次のように改める。

町長部局	本庁（会計課を含む。） 町民センター 総合保健福祉センター	会計管理者 課長 審議員 総務係長 所長 所長
------	-------------------------------------	-------------------------------

別表市町村の表氷川町の部町長部局の項中「総務財政課課長補佐」を「総務課課長補佐 企画財政課課長補佐」に改め、同表あさぎり町の部町長部局の項を次のように改める。

町長部局	本庁（会計課を含む。） 救護施設	会計管理者 課長 審議員 課長補佐 施設長
------	---------------------	--------------------------

別表一部事務組合の表阿蘇広域行政事務組合の項中「財政係」を「企画財政係」に、「財

政係長」を「企画財政係長」に改め、同表小国町外一ヶ町公立病院組合の項を次のように改める。

小国町外一ヶ町公立病院組合	病院 おぐに老人保健施設 おぐに訪問看護ステーション	病院長 副院長 部長 事務局長 事務局次長 総看護師長 医員 看護師長 総務係長 施設長 事務局長 看護師長 施設係長 看護師長
---------------	--------------------------------------	--

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県人事委員会告示第1号

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成24年6月1日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県職員等の給与簿取扱規程の一部を改正する規程
熊本県職員等の給与簿取扱規程（昭和32年熊本県人事委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。
別記第3号様式中「子ども手当」を「児童手当」に改める。

- 附 則
- この規程は、平成24年6月1日から施行する。
 - この規程による改正後の熊本県職員等の給与簿取扱規程別記第3号様式中児童手当の欄に記載された額には、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）の規定により支給される平成24年3月までの月分の子ども手当の給付の額がある場合は、当該額を含むものとする。